

ヲ設クヘク空家ヲ物色シツ、マルモ具体的対策ナレ
 六 事業主側ノ勤務
 事業主側ニ於テハ八月三十日争議団員罷業ヲ爲シタルヲ以テ
 翌三十一日ハ休館シ九月一日ヨリ臨時ニ従業員ノ雇入レ開館
 シ一方争議団ノ切崩シニ腐心中ナリ
 右及申(通)報候也

別記 要 求 書

- 一 職首減俸絶対反対
- 二 銀行鎖絶対反対
- 三 最低賃銀制定 (男四十円 女二十五円)
- 四 退取平等制定
 一年以下三月 後一ヶ年以上六月迄三月増ス
 退取トハ自己ノ都合ヨリ取テ退ク場合ヲ云フ
- 五 退勤手当制定
 一、一ヶ日返シ三十円 二、全三回五十円 三、更替映画別ニ五十円
- 六 一年三回ノ責典ヲ支給シヨ
- 七 大入率ヲ制定シヨ
- 八 給料日制定 廿八日(日曜祭日ノ場合ハ前日)
- 九 女子ノ被服費ヲ支給シヨ
- 十 請負制度撤廃シヨ (社中ノ干島屋)
- 十一 日給制度ヲ月給制度ニ改メヨ